

令和 7 年度沖縄県人事行政の運営等の状況

令和 8 年 9 月

沖 縄 県

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	人事行政の運営の状況	
1	職員の任免及び職員数に関する状況	
(1)	職員の採用の状況	1
(2)	定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況	1
(3)	退職の状況	2
(4)	職員数の状況	
ア	職員数の状況	2
イ	年齢別職員構成の状況	3
ウ	職員数の推移	3
2	職員の人事評価の状況	
	人事評価の状況	3
3	職員の給与の状況	
(1)	総括	
ア	人件費の状況（普通会計決算見込み）	5
イ	職員給与費の状況（普通会計決算見込み）	5
ウ	ラスパイレス指数の状況等	6
エ	給与改定の状況	6
オ	給与制度の総合的見直しの実施状況について	7
カ	特記事項	7
(2)	職員の平均給与月額、初任給等の状況	
ア	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	7
イ	職員の初任給の状況	9
ウ	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	9
(3)	一般行政職の級別職員数等の状況	
ア	一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	10
イ	国との給与表カーブ比較表	11
ウ	昇給への人事評価の活用状況	11
(4)	職員の手当の状況	
ア	期末手当・勤勉手当	12
イ	退職手当	12
ウ	地域手当	13
エ	特殊勤務手当	13
オ	時間外勤務手当	24
カ	その他の手当	24
(5)	特別職の報酬等の状況	27
(6)	公営企業職員の状況	
ア	水道事業	28
イ	工業用水道事業	32
ウ	病院事業	36

4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1)	勤務時間の状況	43
(2)	年次休暇の状況	43
(3)	特別休暇等の状況	44
5	職員の休業の状況	
(1)	育児休業取得者数	46
(2)	自己啓発等休業	
ア	取得者数	46
イ	取得状況	46
(3)	その他の休業	46
6	職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1)	分限処分の状況	47
(2)	懲戒処分の状況	47
7	職員のサービスの状況	
	営利企業等の従事許可の状況	48
8	職員の退職管理の状況	
	再就職の状況	48
9	職員の研修の状況	
	主な研修の状況	48
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	厚生制度の状況	51
(2)	公務災害補償の状況	52

第3 人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	
(1)	採用試験の実施状況	
ア	上級試験	52
イ	上級（特別枠）試験	53
ウ	中級試験	53
エ	初級試験	53
オ	警察官試験	54
カ	身体障害者を対象とした採用選考試験	54
キ	採用試験の実施日程	54
(2)	採用選考の状況	54
(3)	昇任試験の実施状況	55
(4)	昇任選考の状況	56
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	57
3	勤務条件に関する措置の要求の状況	60
4	不利益処分に関する審査請求の状況	61

令和7年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した令和7年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和7年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和7年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	143	31	12	37	223
事務職	97	31	8	4	140
技術職	46	0	4	33	83
警察職	40	0	50	4	94
教育職	0	0	0	539	539
企業職	21	0	1	223	245
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2 から 5 までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に基づき任命権者が採用した職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条の規定に基づき、任命権者が採用した職員（以下「暫定再任用職員」という。）の状況である。ただし、暫定再任用職員の任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の採用の状況（令和7年度）

（単位：人）

区分	定年前再任用 短時間勤務	暫定再任用	（参考）暫定再任用 （短時間）	合計
一般行政職	2	63	52	117
事務職	1	47	21	69
技術職	1	16	31	48
警察職	8	0	27	35
教育職	49	213	81	343

企 業 職	5	18	61	84
現 業 職	0	40	5	45

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和7年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	0	3	161 (22)	0	0	0	5	63	232
警 察 職	0	3	54 (26)	0	0	0	2	0	59
教 育 職	0	0	357 (141)	0	5	0	5	121	488
企 業 職	3	0	262 (13)	0	0	0	2	131	398
現 業 職	9	0	1 (0)	0	0	0	0	14	24

備考 1 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職及び同法第28条の7第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 早期退職 早期退職募集制度による退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

2 表中「普通退職」には、暫定再任用職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条、第4条及び第5条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条及び第18条の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員を含む。

3 表中「普通退職」では、任期の定めのない常勤職員で満60歳以上において定年前に退職する職員は括弧書きとし、職員数の内数としている。

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア 職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分		職員数			対前年増減数			令和7年度分の主な増減理由
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
一 般 行 政 部 門	議会	43	43	43	0	0	0	児童相談所体制強化（民生） 感染症対策関連業務縮小（衛生） 欠員不補充（労働） 感染症対策持続化給付金業務終了（商工）
	総務企画	787	841	839	11	54	△2	
	税務	163	161	162	3	△2	1	
	民生	429	451	470	22	22	19	
	衛生	743	608	601	△1	△135	△7	
	労働	88	94	89	1	6	△5	
	農林水産	861	851	850	17	△10	△1	
	商工	291	278	275	27	△13	△3	

	土木	720	710	712	8	△10	2	
	小計	4,125	4,037	4,041	88	△88	4	(参考：人口10万人当たりの職員数272人)
特別行政	教育警察	16,674 3,228	16,882 3,234	16,892 3,237	125 20	208 6	10 3	新規採用教職員増
	小計	19,902	20,116	20,129	145	214	13	
普通会計計		24,027	24,153	24,170	233	126	17	(参考：人口10万人当たりの職員数1,858人)
公会計部門等	病院 水道 下水道 その他	3,064 228 76 28	3,084 238 76 28	3,105 241 75 27	79 0 4 1	20 10 0 0	21 3 △1 △1	リハビリ体制強化 離島水道広域化実施箇所 数増
	小計	3,396	3,426	3,448	84	30	22	
合計		27,423	27,579	27,618	317	156	39	(参考：人口10万人当たりの職員数1,856人)
		(28,805)	(28,805)	(28,927)	△35	0	122	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
- (4) 合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

3 () 内は、条例定数の合計である。

イ 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
職員数	人 62	人 1,789	人 2,957	人 3,309	人 3,641	人 3,857	人 4,464	人 4,325	人 2,706	人 508	人 27,618

ウ 職員数の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数（率）
職員数	人 24,769	人 26,967	人 27,106	人 27,423	人 27,579	人 27,618	人 2,849（11.5%）

備考 1 各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2 組織再編等のあった部門にあっては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和7年度）

評価の方法		評価者	評価結果の活用
知	【評価方法】	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績

事 部 局 等	職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員		率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警 察 本 部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	昇任試験での加点措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	昇格及び昇給への反映
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	勤勉手当成績率への反映
教 育 庁	【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 能力評価及び業績評価（条件付採用期間中の職員）	所属長等	・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	【学校】 【定期評価】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法： 業績評価・5段階の絶対評価 能力評価・5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 《対象職員》 県立学校教職員及び市町村立学校の県費負担教職員 【特別評価】 能力評価 5段階の絶対評価（一部2段階） 《対象職員》 条件付き採用期間中の職員	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分 条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断

	【特定評価】 《対象職員》 臨時的任用職員、再任用職員 能力評価及び業績評価 3段階の絶対評価(一部5段階) 《対象職員》 会計年度任用職員 能力評価 2段階の絶対評価		採用等人事異動
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 全職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病院事業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任、給与及び定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 令和6年度の 人件費率
令和7年度	人 1,484,002	千円 871,354,636	千円 4,255,178	千円 222,475,168	% 25.5	% 25.9

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

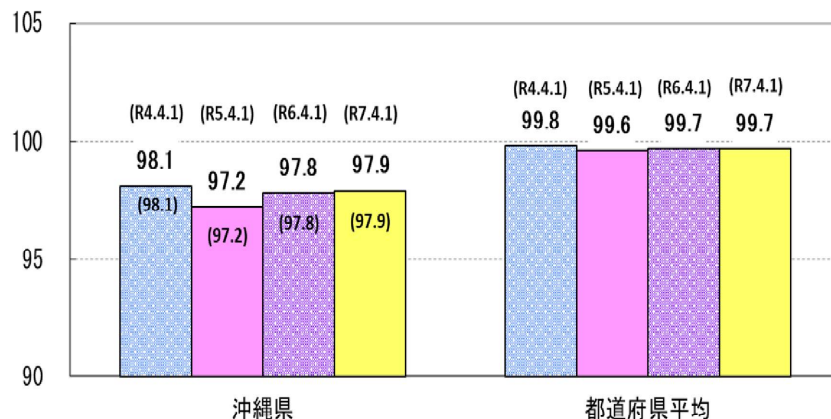
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人あたりの給与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1人あたりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和7年度	人 24,170	千円 108,680,070	千円 19,252,364	千円 44,352,822	千円 172,285,256	千円 7,128	千円 7,115

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

- 2 表中「職員数」は、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

ウ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数である。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合})) \text{により算出。}$$
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(イ) ラスパイレス指数の上昇理由等
該当なし

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 375,271	円 364,311	円 10,960	% 3.00	% 3.00	% 3.62

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 4.64	月 4.60	月 0.04	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月

数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(ア) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。

(実施時期) 令和7年4月1日から実施。なお、本県内において支給対象地域はなし。

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。また、再任用職員への手当支給の拡大。

(実施時期) 令和7年4月1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.8 歳	328,083 円	397,630 円	359,388 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	A/B
沖縄県	55.9歳	247人	294,955円	325,450円	311,611円	—	—	—	—
うち運転士	59.1歳	36人	312,833円	350,450円	327,761円	乗用自動車 運転者	54.1歳	219,100円	1.60
うち用務員	56.0歳	94人	276,207円	294,600円	289,663円	運搬・清掃・包装 等従事者	51.9歳	225,700円	1.31
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	58.2歳	45人	318,878円	372,205円	344,558円	—	—	—	—
うち介助員	50.1歳	46人	274,411円	295,280円	289,688円	—	—	—	—

うち電話交換士	55.9歳	3人	368,333円	383,400円	373,833円	—	—	—	—
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	—	—	—	—
うち土木整備員	59.2歳	7人	301,300円	336,875円	320,014円	—	—	—	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	警備員	56.1歳	218,700円	非公表
うち調理員・調理士	56.9歳	14人	335,864円	382,908円	352,936円	飲食物調理従事者	45.5歳	225,400円	1.70
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,548千円	2,929千円	1.89
うち用務員	4,105千円	3,141千円	1.31
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	5,782千円	—千円	—
うち介助員	4,051千円	—千円	—
うち電話交換士	6,368千円	—千円	—
うち印刷技士	非公表	—千円	—
うち土木整備員	5,300千円	—千円	—
うち守衛	非公表	2,710千円	非公表
うち調理員・調理士	6,037千円	2,919千円	2.07

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	46.9 歳	397,283 円	447,774 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額

沖縄県	43.2 歳	371,449 円	416,579 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	39.4 歳	344,485 円	469,204 円	380,821 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円
技 能 労 務 職	高校卒	185,700 円	—
	中学卒	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	246,300 円	—
	高校卒	222,200 円	—
小・中学校教育職	大学卒	246,300 円	—
	高校卒	225,500 円	—
警 察 職	大学卒	251,800 円	255,200 円
	高校卒	216,400 円	216,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	274, 826 円	363, 743 円	386, 658 円	403, 233 円
	高校卒	248, 571 円	301, 450 円	354, 883 円	369, 305 円
技 能 労 務 職	高校卒	—	—	—	363, 450 円
	中学卒	—	—	—	358, 200 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	325, 236 円	391, 454 円	426, 649 円	438, 371 円
	高校卒	—	—	—	—
	大学卒	329, 686 円	388, 538 円	413, 951 円	429, 580 円

小・中学校教育職	高校卒	—	—	—	—
	大学卒	304,195 円	379,809 円	413,138 円	427,116 円
警 察 職	高校卒	286,339 円	345,689 円	389,452 円	407,072 円
	大学卒	—	—	—	—

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

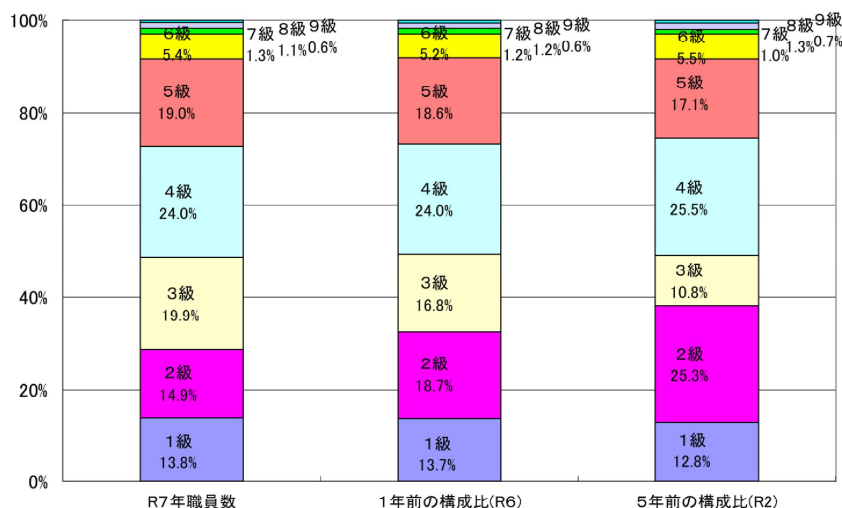
(イ) 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務	674人	13.8%	183,500円	258,100円
2 級	主任の職務	729人	14.9%	230,000円	308,500円
3 級	主査又は主任技師の職務	974人	19.9%	265,300円	354,700円
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,174人	24.0%	298,800円	386,100円
5 級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	928人	19.0%	321,300円	398,200円
6 級	課長又は副参事の職務	263人	5.4%	355,200円	415,700円
7 級	困難な業務を行う課長の職務	64人	1.3%	408,300円	450,900円
8 級	統括監又は参事の職務	56人	1.1%	458,300円	488,500円
9 級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	27人	0.6%	510,200円	540,900円

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

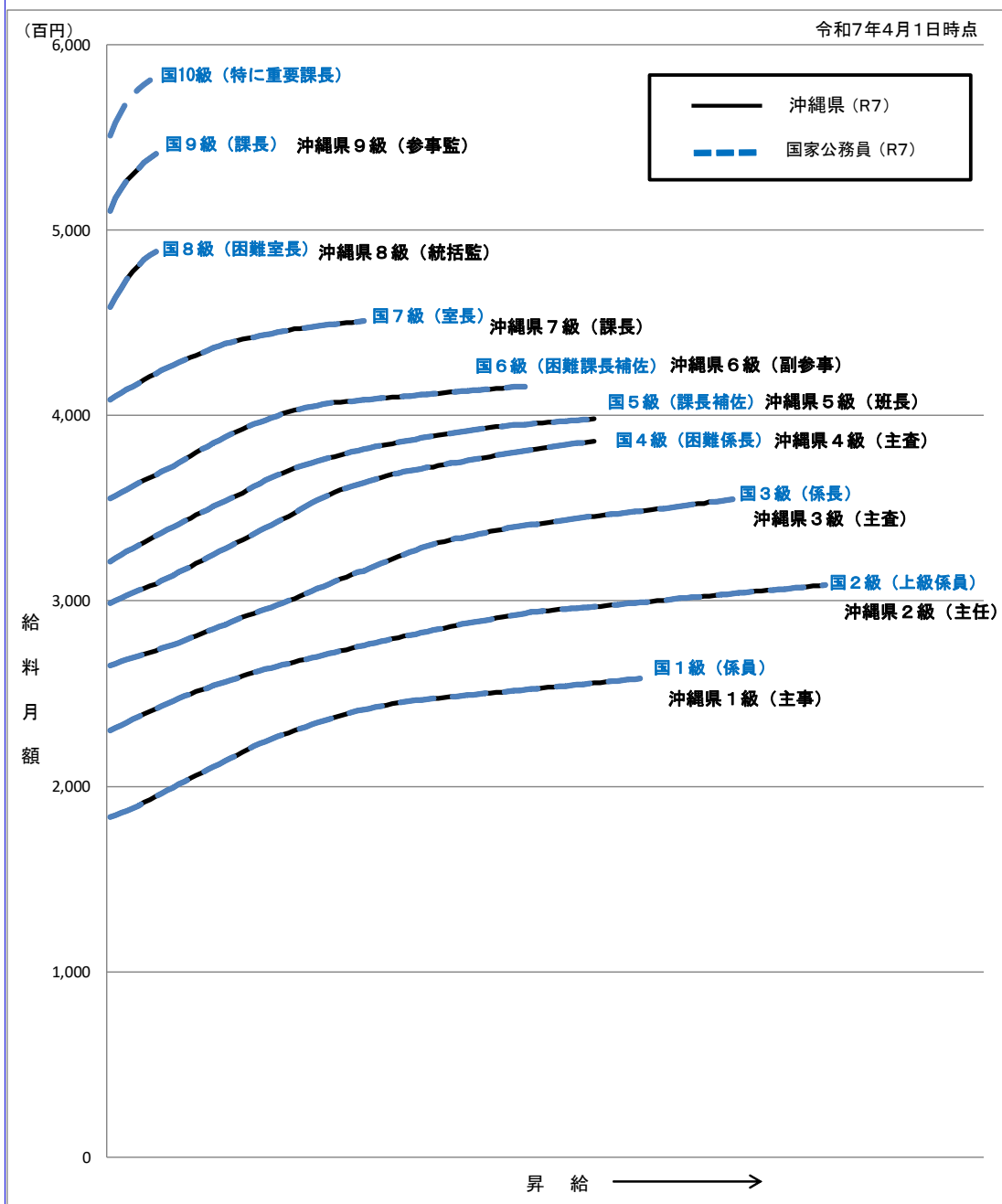
2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(イ) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月1日から令和8年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準及び下位の区分			○		○
上位及び標準の区分					
標準及び下位の区分					

	標準の区分のみ（一律）		
イ	人事評価を活用していない		
	活用予定時期		

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
令和7年度1人当たり平均支給額 1,722千円	—
令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで

備考 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準及び下位の成績率		○		○
上位及び標準の成績率				
標準及び下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖縄県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)

(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 7,318千円 22,776千円	— 円 — 円

- 備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			64,541千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			816,975円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	46 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	6 人	16.0 %
愛知県名古屋	14.0 %	1 人	14.0 %
埼玉県さいたま市	14.0 %	1 人	14.0 %
埼玉県越谷市	5.0 %	1 人	5.0 %
石川県金沢市	3.0 %	2 人	3.0 %
調整手当の特例	16.0 %	23 人	16.0 %
平均支給率	0.06 %	—	0.06 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由			

- 備考 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。
- エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			1,085,534千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			89,639円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算見込み）			50.1%	
手当の種類（手当数）			45	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター及び 家畜改良センターに勤 務する職員（現業職員 を含む。）	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業	70千円	日額230円

		(2) 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業		
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び渉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	9,679千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	9,317千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法及び高压ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	4千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	11,795千円	日額230円 （警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,100円、日没から日の出までの間に特に困難な作業に従事した場合にあっては、1,650円）
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	5千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主	福祉に関する業務	32,312千円	日額680円

	事、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司等			
	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司	福祉に関する業務		日 額900円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の可否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日 額1,120円
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日 額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	—	日 額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日 額250円
精神保健業務手当	保健医療介護部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づ	17千円	日 額230円

		く精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い		
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	—	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官並びに水産海洋技術センター、栽培漁業センター、海洋深層水研究所、農林水産振興センター農林水産整備課、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター及び沖縄水産高等学校(実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。)に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	106千円	(1) 潜水深度20mまで 1時間310円 (2) 潜水深度30mまで 1時間780円 (3) 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	439千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	8,095千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (一等及び二等整備士の場合は、1時間1,500円) (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。)	1千円	(1) 日額1,640円

		(2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		(2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円 (5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	581千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	55,725千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。） (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	4,781千円	(1) 日額820円 （船長、機関長等は、日額1,750円） (2) 日額1,640円 （船長、機関長等は、日額3,500円） (3) 日額410円 （船長、機関長等は、日額870円） (4) 日額230円

		く。)		
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）		(1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する職員に限る。）に限る。）に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	176千円	日額450円 （4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 (4) 家畜伝染病予防法第	2千円	(1) 日額290円 （感染症患者に接しておこなう作業等の場合は、日額580円） (2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (3) 日額290円

		2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 (5) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業		(4) 日額290円 (5) 日額290円
	(1) 保健所に勤務する運転士 (2) 家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員 (3) 現業職員 (4) 現業職員	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 (2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 (3) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (4) 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		(1) 日額290円 (2) 日額290円 (3) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (4) 日額290円
有害薬物取扱等 手当	(1) 農林水産部森林管理課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研	227千円	日額290円

	技術センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	究若しくは病虫害防除の作業 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務		
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	9,031千円	日額750円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び涉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	24,577千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,852千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,000千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯	2,520千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円

		罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業		
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	39,446千円	日額340円（東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき日額840円を加算）
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	120,078千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療介護部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	3,852千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	2,156千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	50,182千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）

教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	506,006千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	226千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,369千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の	139千円	日額700円

		業務		
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	165千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	121,863千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	1,840千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	177千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	61,387千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	339千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外）	—	(1) 日額20,000円 （敷地内の屋外作業の場合は13,300円）

		(2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住制限区域（屋外） (6) 居住制限区域（屋内）		(2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,330円 (5) 日額3,300円 (6) 日額660円 (3)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	—	日額20,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算見込み）	3,979,243千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）	471千円
支給実績（令和6年度決算）	3,946,151千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	466千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和7年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和7年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 13,000円（16歳から22歳の子については1人に	同じ。	—	3,311,257千円	294,412円

	つき5,000円加算) [令和7年度経過措置] 配偶者 月額3,000円 子 月額11,500円				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	2,655,712千円	279,549円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額	異なる。	自動車等を使用する職員の距離区分ごとの通勤手当額(45km未満までの区分)	2,039,990千円	94,330円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算)	同じ。	—	365,755千円	571,492円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員(部長、統括監、課長、校長、教頭等)に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額(46,300円から146,400円までの範囲内)を支給	1,050,788千円	676,183円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額417,600円以内(35年間漸減しながら支給) (2) 獣医師 月額55,000円以内(15年間漸減しながら支給)	異なる。	獣医師に支給なし	118,057千円	1,574,093円
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務	同じ。	—	844,993千円	678,709円

	する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額				
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ8パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額			1,528,821千円	867,662円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	—	592,220千円	171,261円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	281,814千円	109,698円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、5,900円又は7,200円）	同じ。	—	162,508千円	96,789円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要	同じ。	—	11,999千円	95,992円

	その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円				
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			966,945千円	59,158円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3パーセント又は6パーセント			53,086千円	251,592円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は4パーセント）			133,667千円	255,577円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8パーセント			29,723千円	291,402円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 副 知 事	1,230,000円 970,000円
報 酬	議 副 議 長 副 議 長 員	980,000円 840,000円 750,000円

期末手当	知 副 知 事	(令和7年度支給割合) 3.30月分
	議 副 議 長 員	(令和7年度支給割合) 3.30月分
退職手当	知 副 知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 123万円×在職月数×0.50 2,952万円 任期毎 97万円×在職月数×0.42 1,955万円 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和6年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和7年度	千円 30,681,444	千円 1,657,758	千円 2,109,266	% 6.9	% 6.7

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B÷A	(参考) 都道府県平均1人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和7年度	人 251	千円 1,054,931	千円 290,820	千円 318,579	千円 1,664,330	千円 6,631	千円 7,099

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
2 表中「職員数」は、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費342,059千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	44.5 歳	360,370 円	545,470 円
団 体 平 均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円
事 業 者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
令和7年度1人当たり平均支給額 1,258千円	令和7年度1人当たりの平均支給額 1,752千円

令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425)月分	勤勉手当 2.125 月分 (1.025)月分	令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425)月分	勤勉手当 2.125 月分 (1.025)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖 縄 県			(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 23,415千円			自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 13,756千円		

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			1,505千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			501,752円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	2人	20.0%	
大阪府枚方市	1人	10.0%	

d 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			1,971千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			14,711円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算見込み）			58.0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	—	1時間800円

用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	8千円	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管理課 水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,565千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	157千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	52千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	39千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	145千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	3千円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算見込み）	93,312千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）	372千円
支給実績（令和6年度決算）	92,986千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	391千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達	同じ。	—	37,637千円	278,799円

	する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下） 月額3,500円（企業職8級以上） (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子1人につき、5,000円加算）				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	32,160千円	282,107円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	46,382千円	186,276円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	900千円	900,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	12,843千円	675,978円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ12,000円から6,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日午前0時から	同じ。	—	230千円	12,777円

	午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ6,000円から3,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	14,470千円	112,172円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	8,867千円	277,121円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 令和6年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和7年度	千円 643,624	千円 10,125	千円 19,885	% 3.1	% 3.5

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和7年度	4人	千円 13,493	千円 3,328	千円 4,063	千円 20,884	千円 5,221	千円 6,610

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
2 表中「職員数」は、令和8年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,542千円を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	31.5歳	281,100円	435,078円
団体平均	45.1歳	352,214円	549,834円
事業者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
令和7年度1人当たり平均支給額 1,016千円	令和7年度1人当たり平均支給額 1,625千円
令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425)月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025)月分	令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425)月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 (退職時特別昇給 無)
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 一千円	自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 5,213千円

備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和 7 年度決算見込み）			0円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算見込み）			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
東京都特別区	0人	20.0%	
大阪府枚方市	0人	10.0%	

d 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）	6千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）	3,050円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算見込み）	50%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	—	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円(午後6時以降の場合は、1,000円)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管理課 水管理センターに所属する職員	交替制勤務(浄水施設における24時間運転管理業務)	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	3千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	3千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	1千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和7年度決算見込み)	1,978千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算見込み)	495千円
支給実績(令和6年度決算)	1,804千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	451千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算見込み)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和7年度 決算見込み）	支給職員1人当たり平均 支給年額（令和7年度決 算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円（企業職7級以下）、月額3,500円（企業職8級） (2) 子 月額10,000円（なお、16歳から22歳の子については、一人につき、5,000円加算）	同じ。	—	—	—
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	500千円	250,000円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	839千円	209,745円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ。	—	—	—

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（企業技監、統括監、参事、課長等）に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	4千円	4,394円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和7年度	千円 72,918,305	千円 7,872,835	千円 40,957,708	% 56.2	% 54.6

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和7年度	人 3,301	千円 13,810,784	千円 7,965,943	千円 5,419,725	千円 27,196,452	千円 8,239	千円 8,002

- 備考 1 表中「職員数」は、令和8年3月31日現在の人数である。
- 2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	39.0 歳	348,652 円	686,571 円
医師	42.2 歳	560,242 円	1,643,385 円
看護師	38.2 歳	318,084 円	550,403 円
事務職員	47.2 歳	333,267 円	547,640 円
団体平均	42.5 歳	356,347 円	656,170 円
医師	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
看護師	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
事務職員	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和7年度1人当たり平均支給額 1,642千円	令和7年度1人当たりの平均支給額 1,659千円
令和7年度支給割合 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 括弧書きは、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和7年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)	

自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 2,851千円 19,606千円	1人当たり平均支給額 5,907千円
--	-----------------------

- 備考 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。
- c 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			404,658千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			897,246円
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	一般行政職の制度（支給割合）
医師・歯科医師	450人	16.0%	— %
東京特別区	1人	20.0%	20.0%

d 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込み）			1,294,100千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）			261,593円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度決算見込み）			89.3%		
手当の種類（手当数）			16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 （令和7年度 決算見込み）	左記職員に對 する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師 以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律 （平成10年法律第114号）第 6条第2項及び第3項に定め る感染症並びに管理者がこれ らに相当すると認める感染症 の病原体に汚染されている区 域において、感染症の病原体 を有する者若しくは有する疑 いのある者の看護等の作業又 は当該病原体の付着した物件 若しくは付着の疑いのある物 件の処理作業		1千円	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又 は有する疑いのある者の搬送 業務			
夜間看護等手当	助産師、看護師、 准看護師、臨床検 査技師、診療放射 線技師、薬剤師若 しくは看護補助員 （看護学校を卒業 した者に限る。） 又は管理者がこれ らに準ずると認め る職員	正規の勤務時間 による勤務の一 部又は全部が深夜 （午後10時から翌 日午前5時）にお いて行われる看護 等の業務	深夜の全部を 含む勤務	496,854千円	1回7,300円
			深夜における 勤務時間が4 時間以上	47,872千円	1回3,550円
			深夜における 勤務時間が2 時間以上4時 間未満	64,432千円	1回3,100円

			深夜における勤務時間が2時間未満	57千円	1回2,150円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		4,623千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		—	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者			—	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務		—	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等		329,862千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		6,000千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務		17,640千円	月額50,000円
		離島精神科医師の業務		11,096千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	151千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	1千円	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	—	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		3,336千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		—	日額230円

性暴力被害者支援 医療業務手当	医師	性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務	1,125千円	日額15,000円
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務	61,110千円	1時間7,250円
特定看護分野業務 従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理、皮膚・排泄ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき	857千円	日額500円
看護職員等処遇改 善手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき	229,359千円	病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額10,500円 それ以外の職員 月額2,400円
離島救急患者ヘリ コプター等搬送添 乗業務手当	職員	離島の救急患者搬送においてヘリコプター等に添乗する業務に従事したとき。または医師のうち、管理者が定める職員が、離島の救急患者搬送態勢確保の業務に従事したときに支給する。	8,535千円	1 目的地に到着した場合 1回 医師40,000円 1回 医師以外10,000円 2 目的地に到着しないで引き返した場合 1回 医師30,000円 1回 医師以外7,500円 3 病院等から出発してヘリコプター等に添乗しないで引き返した場合 1回 医師10,000円 1回 医師以外2,500円 4 1から3までの業務のために待機をしていた場合（1から3までのが発生した場合を除く）月曜日 から土曜日 1回 5,000円 日曜日 1回

				10,000円
離島診療所代替看護業務手当	看護師	離島診療所の支援のため、本庁機関から派遣される看護師が、診療所において代替看護業務に従事したとき	2,160千円	月額60,000円
離島診療所代替診療業務手当	医師	病院（診療所を除く）に所属する医師が、週休日又は休日に、診療所において、駐在する医師に代わり、診療所管理業務に従事したとき	9,030千円	月額30,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算見込み）	3,186,244千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）	980千円
支給実績（令和6年度決算）	3,278,231千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	993千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
- f その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算） 〔令和7年度経過措置〕 配偶者 月額3,000円 子 月額11,500円	同じ。	—	398,882千円	277,387円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1 3 離島に勤務する採用10年目までの職員であって、月額8,800円を超える家賃を支払っている職員のうち、管理者が定めるやむ	異なる。	離島職員に対して特例加算を行う	448,877千円	282,312円

	を得ない事情にあると認められる者には、1及び2の額に、家賃の額から88,000円を控除した額の2分の1（上限22,000円）を加算する。				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額45,700円までの範囲内の額	同じ。	—	245,391千円	98,117円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	— —	75,178千円	591,954円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	—	54,826千円	1,075,014円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額347,300円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 精神科を本務とする医師 月額368,400円以内（35年間漸減しながら支給） (3) 薬剤師 月額50,000円以内（12年間漸減しながら支給）	異なる。	医師又は歯科医師に対する支給額の上限（月額417,600円以内）が異なる薬剤師を対象とする	1,663,070千円	3,332,806円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	488,057千円	637,151円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	495,789千円	242,558円
宿日直手	1 病院事業医療職給料表(1)の適	異なる。	一般の宿日直	51,986千円	1,237,762円

当	用を受ける広域異動職員のうち、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 1 回につき 30,000円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。 宿日直勤務又は日直勤務から引き続いて行われる日直勤務又は宿日直勤務の時間が18時間以上に及ぶ場合には、前項の規定にかかわらず、宿日直手当の額は、前項に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。 2 病院事業医療職給料表(2)の適用を受ける広域異動職員のうち、入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等を行う臨床工学技士の宿日直勤務 1 回につき 6,400円 ただし、宿日直勤務としての勤務時間が5時間に満たない場合は、その額に100分の50を乗じて得た額とする。		勤務 1 回4,700円 (5 時間未満 2,200円)		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務をした場合に、1 回4,000円から12,000円までの範囲で支給	同じ。	—	301千円	15,050円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

1 週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(下記以外) 午前 8 時30分 (教育庁 (小中)) 午前 8 時15分 (教育庁 (県立)) 午前 8 時30分	(同左) 午後 5 時15分 (同左) 午後 4 時45分 (同左) 午後 5 時	(同左) 正午から午後 1 時まで (同左) 45分 (市町村による) (同左) 45分	日曜日及び土曜日

備考 1 「1 週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（令和7年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1 人 当 たり
-------	-------	----------	----------

			平均使用日数
786,979.2日	335,144.2日	21,742人	15日

- 備考 1 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 2 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。
- 3 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。
- (3) 特別休暇等の状況（令和7年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内（6週間を下回らない）
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母又は子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計

	90分以内) 又は 1 日 1 回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりに おいて、1 日に 1 時間を超えない範 囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の 8 週間 (多胎妊娠の場合は、14週間) 前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産 に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の 子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤 務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における 5 日(定年前再 任用短時間勤務職員及び任期付短時 間勤務職員は、その者の勤務時間等 を考慮し、5 日を超えない範囲内で 人事委員会規則で定める時間)の範 囲内の期間
18 配偶者等(配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄 弟姉妹等)の看護のため、又は養育する義務教育終了前の子 (配偶者の子を含む。)に予防接種若しくは健康診断を受け させるため、又は義務教育終了前の子に係る学校の行事や休 業等に伴う世話のため勤務しないことが相当であると認めら れる場合	1 暦年について 5 日(その養育する 義務教育終了前の子が 2 人以上の場 合は、10日)の範囲内の期間(※ ひとり親、義務教育終了前の子を 3 人以上養育、または障害のある子を 養育する等の事情がある職員には、 さらに 1 日が加算される)
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充 実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5 月から 11 月までの期間内に 5 日 (定年前再任用短時間勤務職員及び 任期付短時間勤務職員は、5 日を超 えない範囲内で人事委員会規則で定 める日数)の範囲内の期間
20 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定め る者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員 会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日(要介護状態に ある対象家族が 2 人以上の場合は、 10日)の範囲内の期間
21 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日(当該通院等が 体外受精その他の人事委員会規則で 定める不妊治療に係るものである場 合にあつては、10日)の範囲内の期 間
22 旧盆休暇	旧盆該当日のうち 1 日
23 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受 ける場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊 娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間 に 1 回(医師等の特別の指示があつ た場合には、いずれの期間について もその指示された回数)
24 妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが 著しく困難な場合	一妊娠期間中につき 7 日を超えない 範囲内の期間(企業局 10 日を超えな い範囲内の期間)
25 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前 10 日以内及び出産後 10 日以内 において、3 日を超えない範囲内で 必要と認める期間
26 風水震火災その他天災地変により本人(10に区分する特別 休暇に該当する場合を除く。)又は家族の住居が滅失し、又 は破壊され、その復旧作業に従事する場合	(1) 本人の住居 10 日以内 (2) 家族の住居 5 日以内
27 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための 末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対 して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹 以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植 のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供	必要と認められる期間

に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
28 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 永年勤続職員休暇	毎年 4 月 1 日（基準日）において、採用された日から 20 年を経過し、かつ 21 年に満たない者又は基準日において、採用された日から 30 年を経過し、かつ 31 年に満たない者に対し、基準日から 1 年を経過する日までの間に 1 回に限り 3 日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
31 組合休暇（無給休暇）	1 暦年について 30 日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
32 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の期間内において必要と認められる期間
33 介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況（令和 7 年度）

(1) 育児休業取得者数

（単位：人）

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
435	641	1,076	21	188	209	17	61	78

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計
3	3	6

イ 取得状況

（単位：人）

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
2	0	2	1	2	3	0	1	1	0	2	2

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

（単位：人）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	0	0	1	0	1	0	7	7

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	1,049	1,049
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			0	0
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	0	1,050	1,050

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和7年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2	3	7	7	19
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1	2	2	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	3	0	3
合計		3	5	12	7	27

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和7年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	801件	799件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和7年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
19	14	33

備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。

2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

3 令和6年7月1日から令和7年6月30日までに再就職した者のうち、令和7年7月1日までに届出があったものを計上している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和7年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー等	令和7年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	190人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習等	令和7年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	184人
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、行政課題研究Ⅱ、メンタルヘルス等	主任級職員	4回	138人
主任級第二部研修	説明力向上	主任級職員	3回	93人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、政策形成入門、メンタルヘルス等	主査級職員	5回	272人
主査級第二部研修	中堅職員研修	主査級職員	4回	109人
再任用職員研修	再任用職員としての心構え等	再任用職員	1回	23人
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員の服务等	会計年度任用職員	1回	1,358人
班長級第一部研修	公務員倫理Ⅲ、コーチアプローチ	班長級職員	3回	116人

	ファシリテーション、メンタルヘルス等			
班長級第二部研修	リーダーシップ	班長級職員	3回	167人
課長級研修	県職員の労務管理、組織マネジメント、人事評価制度等	課長級職員	1回	73人
管理者特別研修	講話、講演等	課長級以上職員	1回	301人
フレッシュマントレナー養成研修	新採用職員職場における指導等を行うフレッシュマントレナー制度について等	指名された職員	3回	90人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	31人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	4回	6人
【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話等	小中学校新規採用事務職員	1回	15人
		県立学校新規採用事務職員	3回	13人
【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	11人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任主任	1回	12人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任事務主査	1回	53人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任事務主査	1回	18人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告等	小中学校事務長・事務主幹	1回	77人
【教育庁】 事務職員研究大会	行政説明、講話、実践研究報告等	小中学校全事務職員	1回	450人
【教育庁】 新規採用事務司書研修	行政説明、講話等	県立学校新規採用事務司書	3回	4人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	行政説明、講話、先進事例報告等	県立学校事務長	1回	76人
【教育庁】 県立学校事務職員（図書館担当）研修会	行政説明、実践事例発表等	県立学校事務職員（図書館担当）	1回	76人
【教育庁】 県立学校事務職員研修会	行政説明、講話、実践研究報告等	県立学校事務職員	1回	286人

【警察本部】 新採用職員教養（初任科）	講義、講話、演習、各種訓練等	新規採用の警察職員	3回	94人
【警察本部】 新採用職員教養（初任補修科）	講義、講話、演習、各種訓練等	初任科を修了した警察官	2回	69人
【警察本部】 昇任時教養	講義、講話、演習、各種訓練等	昇任した又は昇任することが予定されている職員	県学校 2回 ----- 県外学校 19回	22人 ----- 103人
【警察本部】 専科教養	講義、講話、演習、各種訓練等	警察職員	県学校 23回 ----- 県外学校 123回	297人 ----- 136人
【警察本部】 語学研修	講義、演習等	警察職員	県内研修 17回 ----- 県外学校 6回	24人 ----- 9人
【警察本部】 訓練指導員研修	講義、演習、訓練等	訓練指導員に指定された警察官	17回	164人
【警察本部】 派遣・出向者研修	勤務における心掛け、各種留意事項等	他機関、他都道府県へ派遣・出向する警察職員	2回	18人
【警察本部】 新任警察署長所属長研修	警察組織運営や管理等に関する専門知識技能等の修得	新たに警察署長、所属長へ任命された警察職員	1回	21人
【警察本部】 新任副署長次席研修	所属の運営や管理に関する専門知識等の修得を目的とする。	新たに副署長次席へ任命された警察職員	1回	16人
【警察本部】 警察署新任課長研修	当直責任者としての留意事項、必要な基礎知識等の修得を目的とする。	新たに警察署の課長に任命された警察職員	1回	18人
【病院事業局】 新採用職員研修	局長講話、給与制度について、地方公務員の服務について、人事評価制度について、社会人として沖縄県立病院で働くとは	新採用職員	1回	145人
【病院事業局】 県立病院トップマネジメント研修会	①病院における情報活用 ②病院経営と診療情報管理業務の関係 ③フリーディスカッション	管理者	1回	48人
【病院事業局】 県立病院PDCA マネジメント研修	・方針の“つながり”の重要性を理解する ・自部署のA3作成に向けた基本理解を得る ・プロジェクトフォームへの展開方法を学ぶ	①医師：診療科部長 ②看護部：副看護部長、看護師長 ③コメディカル：技師長（室長） ④事務部：課長、係長 ⑤その他：病院長が推薦するもの	1回 (各病院)	178人

【病院事業局】 県立病院経営財務事務研修	①2024 年度実績を用いた財務の見方研修 ②2024 年度実績を用いた原価計算の捉え方研修	・経営企画担当者 ・新任管理者（院長・副院長・医療部長・看護部長・事務部長）	1 回	19人
【病院事業局】 県立病院地域連携研修	①済生会熊本病院の地域連携室戦略を構築してきた立場からの学び ②医師の立場としての集患の実践の学び ③地域連携戦略	管理者（院長、副院長、医療部長、看護部長、事務部長）、 診療科部長、地域連携室担当者、経営企画人材・経営企画係	1 回	web開催
【病院事業局】 ハラスメント対策研修	①ハラスメントを取り巻く状況 ②ハラスメントの基礎知識を深める ③ハラスメントのいわゆる「グレーゾーン」について考える ④ハラスメントが起こった時の対応を考える	管理者	1 回 (各病院)	42人
	①事例を通した、ハラスメントの定義や判断基準の理解 ②ハラスメントが発生した場合の当事者の心理や状況の理解 ③事例に基づき、適切な初期対応、事実確認、解決策の検討 ④ハラスメントを未然に防ぐための行動やコミュニケーション ⑤組織のルールや相談窓口の活用方法	①医師：診療科部長 ②看護師：副看護部長及び看護師長 ③コメディカル：室長及び技師長 ④事務部：課長	1 回 (各病院)	151人
【病院事業局】 ペイシェントハラスメント対策研修	①ペイシェントハラスメントの現状と影響の理解 ②該当する具体的な行為の認識及び、発生する要因の理解。 ③発生時の適切な対応。 ④未然に防ぐためのコミュニケーションスキル	①医師：診療科部長 ②看護師：副看護部長及び看護師長 ③コメディカル：室長及び技師長 ④事務部：課長	1 回 (各病院)	147人
【病院事業局】 診療情報管理士養成研修	一般社団法人日本病院会が実施する診療情報管理士の基礎課程・専門課程の通信教育を受講する。	病院事務	1 回	3人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和7年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.98パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	教職員元気力アップ事業	【教育庁】 相談者数211名
	血管年齢測定	【警察本部】 職員が血管年齢を測定し保健師が結果説明と保健指導を実施

その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部局】 4 か所 (293戸) 東京34戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1 か所 (4 戸) 【教育庁】 4 か所 (254戸) 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古66戸、八重山65戸
	医師、看護師、職員住宅及び民間住宅の借り上げ	【病院事業局】 北部21戸、宮古67戸、八重山95戸、付属診療所31戸
	ライフプランセミナー	【知事部局】 ・ 50歳代からのライフプラン (72名) ・ 30歳、40歳代のライフプラン (39名)
	福利厚生施策セミナー	【警察本部】 ・ 退職予定者向けセミナー ・ 40・50代向けセミナー ・ 若手職員向けセミナー ・ 育児休業取得者復職支援セミナー

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（令和7年度）

前年度末現在 未処 理 件 数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		公務上	公務外		
51	214	247	3	1	14

イ 通勤災害（令和7年度）

前年度末現在 未処 理 件 数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
8	15	18	0	0	5

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（令和7年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合 格 者 数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行 政 I	538	438	147	122	3.6
心 理	9	9	6	6	1.5
社 会 福 祉	33	29	12	10	2.9
電 気	13	5	4	3	1.7
機 械	12	6	3	3	2.0
土 木	19	15	6	6	2.5
建 築	6	1	0	0	-

化 学	18	13	10	9	1.4
農 業	20	16	7	5	3.2
農 業 土 木	5	2	2	2	1.0
農 芸 化 学	8	6	2	1	6.0
畜 産	6	5	4	4	1.3
林 業	6	4	2	1	4.0
水 産	11	10	8	5	2.0
病 院 事 務	57	48	19	15	3.2
警 察 事 務	53	44	12	9	4.9
計	814	651	244	201	3.2

イ 上級（特別枠）試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
電 気	21	16	9	7	2.3
機 械	13	12	5	5	2.4
土 木	29	19	4	4	4.8
建 築	13	11	4	4	2.8
農 業 土 木	12	7	1	1	7.0
計	88	65	23	21	3.1

ウ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
県立学校事務Ⅰ	113	60	31	16	3.8
県立学校事務Ⅱ	39	32	9	3	10.7
市町村立学校事務	179	117	45	22	5.3
計	331	209	85	41	5.1

エ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一 般 事 務	178	74	31	20	3.7
土 木	7	5	2	2	2.5
農 業 土 木	1	1	0	0	－
警 察 事 務	82	26	18	10	2.6

農 業 管 理	5	3	2	1	3.0
畜 産 管 理	1	1	0	0	-
計	274	110	53	33	3.3

オ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
警察官A（男性）	167	123	70	30	4.1
警察官A（女性）	49	32	19	9	3.6
警察官B（男性）	317	172	103	39	4.4
警察官B（女性）	138	72	48	22	3.3
計	671	399	240	100	4.0

カ 障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
一 般 事 務	34	28	11	4	7.0
計	34	28	11	4	7.0

キ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第 1 次 試 験 日	第1次試験 合格発表日	第 2 次 試 験 日	最終合格 発 表 日
上級試験	4月25日	4月25日から 5月16日まで	6月15日	6月27日	7月5日から 8月1日まで	8月15日
上級（特別枠）試験	2月28日	2月28日から 3月17日まで	4月20日	5月2日	5月19日から 5月23日まで	6月6日
中級試験	6月30日	7月7日から 7月28日まで	9月28日	10月10日	10月25日から 11月12日まで	11月28日
初級試験	6月30日	7月7日から 7月28日まで	9月28日	10月10日	10月25日から 11月12日まで	11月28日
警察官A	4月25日	4月25日から 5月16日まで	7月13日	7月25日	8月9日から 8月26日まで	9月19日
警察官B	6月30日	6月30日から 8月7日まで	10月19日	10月31日	11月15日から 12月2日まで	12月19日
障害者を対象とした 採用選考試験	公告対象外	7月7日から 7月28日まで	10月19日	10月31日	11月14日から 11月19日まで	12月5日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。
採用選考の状況（令和7年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
統括監級	1	1			2	2
課長級		3			3	3
班長級		8			8	8
主査級		21			21	21
主事・主任級	4	1	1	1	7	7
心理	2				2	2
社会福祉	4				4	4
主任研究員	1				1	1
主任技師	1				1	1
学芸員	1				1	1
機関長	2				2	2
機関士	1				1	1
職業訓練指導員	2				2	2
学校栄養職員		2			2	2
医師	9			68	77	77
看護師				20	20	20
薬剤師				4	4	4
言語聴覚士				2	2	2
診療放射線技師				3	3	3
理学療法士				3	3	3
職能訓練士				1	1	1
臨床工学技士				2	2	2
臨床検査技師				2	2	2
獣医師	1				1	1
警視			4		4	4
巡査部長			3		3	3
巡査			2		2	2
船員			2		2	2
計	29	36	12	106	183	183

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。
昇任試験の実施状況（令和7年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	第2次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上 在級している者 その他 巡査の階級に5年以上 在級している者	第1次 令和7年6月28日 第2次 令和7年7月23日 第3次 令和7年9月1日 及び9月2日	637	615	103	69	60	10.3
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	第1次 令和7年7月5日 第2次 令和7年7月29日 第3次 令和7年9月8日 及び9月9日	555	523	76	45	34	15.4
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上 在級している者	第1次 令和7年7月26日 第2次 令和7年8月20日 第3次 令和7年10月6日 及び10月7日	371	344	32	22	12	28.7

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（令和7年度）

職種		選考申請人数								選考承認人数
		知事 部局	企業局	病院 事業局	議会 事業局	教育 委員会	警察 本部	人事 委員会 事務局	監査 委員 事務局	
部長級		12			1	1			14	14
統括監級		22		3	2	1	7		35	35
課長級		34		8		8	16	1	67	67
班 長 級	班長（主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等含む。）	80	2	1		15	5		103	103
	部長・副部長（医師）			12					12	12
	看護主幹（看護主幹、副看護部長等含む。）			7					7	7
	技師長（薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む。）			11					11	11
主査級										
主任級		2							2	2
計		150	2	42	3	25	28	1	251	251

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和7年度）

報告及び勧告の 年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和7年10月7日	○ 報告 1 本年の給与改定 職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。 本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。 (1) 給料表 給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定する必要がある。 (2) 初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。 (3) 地域手当 地域手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。 (4) 通勤手当 ア 自動車等使用者に対する通勤手当自動車等使用者に対する通勤手当については、人事院勧告の趣旨、他の都道府県の動向及び本県の実情等を踏まえ、適切に対応する必要がある イ 月の途中で採用された職員等の通勤手当月の途中で採用された職員等の通勤手当については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。 (5) 宿日直手当 宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。 (6) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする必要がある。 支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。 定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。 (7) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 職員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための措置については、国の動向、地方自治法の改正状況及び他の都道府県の動向を注視する必要がある。 (8) その他の課題 ア 会計年度任用職員の給与 会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要がある。 イ 在級期間表の廃止 本年の人事院の報告において、職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇の確保を推進するため、在級期間に係る制度の廃止を行うこととしていることから、本県への影響を確認しつつ、他の都道府県の動向についても注視する必要がある。	

	ウ 転勤する職員に対する給与上の措置 特勤手当に準ずる手当及びへき手当に準ずる手当については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の規定等の整備を行う必要がある。 また、特勤手当の額及び特勤手当に準ずる手当の額の算定基礎については、人事院の報告の趣旨を踏まえ、適切に対応する必要がある。 2 教育職員の処遇改善 教育職員の処遇については、令和6年8月の「中央教育審議会答申」^{*1}において、高度専門職である教師の職務の重要性及び教職の魅力向上の必要性等を踏まえた改善を求めている。また、令和7年6月の「骨太方針2025」^{*2}において、職責や業務負担に応じたメリハリのある給与体系への改善などについて閣議決定が行われたところである。 これらを受けて、国においては、高度専門職にふさわしい処遇及び職務や勤務の状況に応じた処遇を実現するための取組を進めており、令和7年6月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、教職調整額の段階的引上げ等が行われることとなった。当該法改正の趣旨、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ※1 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会） ※2 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定） 3 勧告実施の要請 人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。 近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民福祉の向上のため、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な処遇を確保することは、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、職員の士気を高く保持し、また多様で有為な人材の確保や組織活力の向上等を通じて、将来にわたる県の行政の効率的、安定的な運営に資するものである。 議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。 ○ 勧告 I 令和7年4月の公民の給与較差に基づく給与改定 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。 イ アの改定後の教育職給料表(2)の備考2により加算される額を、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては3,800円とすること。 また、アの改定後の教育職給料表(3)の備考2により加算される額を、職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては11,500円とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものにあつては4,000円とすること。 (2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。 イ 宿日直手当 勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（勤務時間が通常の勤務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続きする場合にあつては、それぞれ7,050円、11,550円）と	勧告どおり実施
--	---	----------------

すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(7) 令和7年12月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前提任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(7)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(1)のイについては令和8年1月1日から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

II 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正に伴う教育職員の処遇改善のための給与改定

1 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の改正

教育職員に支給される教職調整額について、給料月額100分の10に相当する額とすること。

ただし、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの期間における教職調整額については、次の表に相当する額とすること。	
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

2 改定の実施時期
この改定は、令和8年1月1日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。
勤務条件に関する措置の要求の状況（令和7年度）

区分		前年度末現在 未処 理 件 数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在 未処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	今年度の措置 要求件数に係 る 処 理 件 数	年度末現在 未処 理 件 数
県 分	給 与	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給 与	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
合 計		1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和7年度）

区分		前年度末現在 未処 理 件 数	審 査 請 求 件 数	処 理 件 数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の審査 請求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)

備考 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。